



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *126 和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 1
- *127 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (")..... 16
- *128 和歌山県職業能力開発援助規則の一部を改正する規則 (")..... 23
- *129 和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則 (")..... 23
- *130 和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則 (")..... 26
- *131 和歌山県産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (")..... 26
- *132 和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則 (企業振興課)..... 26

○ 訓令

- *15 和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 41

○ 公営企業管理規程

- *2 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程 55
- *3 和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程 55

規 則

和歌山県規則第126号

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則 (昭和39年和歌山県規則第10号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条、第5条、第6条関係)

受講指示連絡通知
求職者職場適応訓練 受託申込書
委託契約

(受講指示連絡通知書)

和歌山県知事 様
下記のとおり、職場適応訓練の受講を指示しましたので連絡します。
年 月 日

公共職業安定所長 印

記

氏名	年齢	住所	公共職業安定所の指示年月日	公共職業安定所の指示の種類	訓練期間	訓練職種	委託費予定月額	※委託費決定月額	⑩資格の有無及び保険金支給の基礎となった賃金日額
					年 月 日から 年 月 日まで 月		円	円	
					年 月 日から 年 月 日まで 月				
					年 月 日から 年 月 日まで 月				
					年 月 日から 年 月 日まで 月				
					年 月 日から 年 月 日まで 月				

(注) ※欄は、知事が記入する。

(受託申込書)

年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
事業主又は代表者氏名

上記に係る職場適応訓練の受託を申し込みます。

事業内容	資本金額	円	従業員数	人	加入保険等	健保・雇保・厚生・労災・退共
作業内容・使用する機械器具等扱う原料						
指導員氏名	歳	学歴経験	資格免許			
訓練終了後そのまま雇用し得る見通し		雇用後の賃金		円	その他	
※ 公共職業安定所長の意見等						

(注) ※印欄は公共職業安定所長が記入する。

(委託契約書)

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき、和歌山県を甲とし、

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場適応訓練受託申込み(上記のとおり。)を承諾し、当該申込みに係る職場適応訓練を乙に委託する。

第2条 職場適応訓練の実施、委託料の支払、本契約の効力の変更その他職場適応訓練に関する事項については、規則の定めるところに従って行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事 氏 名 印

乙 (住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者氏名) 印

別記第1号様式の3を次のように改める。

別記第1号様式の3 (第6条の2関係)

短期職場適応訓練(職場実習)特例 受託申込書
委託契約

(特例受託申込書)

和歌山県知事 様

年度における短期職場適応訓練(職場実習)の特例受託を申し込みます。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

事業所の要	事業主名 (代表者氏名)		主たる事務所の所在地			
	事業内容		資本金額		従業員数	加入保険等
職種	年度における採用計画(予定)				職場実習受託見込数	予定指導員氏名
	(中高年齢者)		(障害者)	計		
計						
過去3か年の実績		通常分	職場実習	公共職業安定所長の意見 公共職業安定所長 ㊟		
	年度					
	年度					
	年度					

(特例委託契約書)

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき、和歌山県知事を甲とし、

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの短期職場適応訓練(職場実習)特例受託申込み(上記のとおり。)を承諾し、当該申込みに係る短期職場適応訓練(職場実習)(次条において「職場実習」という。)を乙に委託する。

第2条 職場実習の実施、委託料の支払、本契約の効力の変更その他職場実習に関する事項については、規則に定めるところに従って行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事 氏 名 印

乙 (住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者氏名) 印

別記第4号様式から別記第5号様式の2までを次のように改める。

別記第4号様式 (第10条関係)

求職者職場適応訓練費請求書

金 円也

内訳

職場適応訓練生氏名	月区分	訓練日数	金 額	備 考
			円	

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者氏名

和歌山県知事 様

公共職業安定 所長の確認	
-----------------	--

年 月 日

公共職業安定所長



別記第4号様式の2 (第10条関係)

職場適応訓練費(職場実習分)請求書

金 円也

内訳

職場実習生氏名	実習期間	実習日数	金 額	備 考

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者氏名

和歌山県知事 様

公共職業安定 所長の確認	
-----------------	--

年 月 日

公共職業安定所長



別記第5号様式(第12条関係)

求職者職場適応訓練委託契約 変更 解除 協議書

事業所名		事業主又は代表者氏名	
所在地		委託契約締結年月日	年 月 日
変更・解除に関する事項	変更・解除に係る訓練生氏名		
	変更・解除事項		
	理由		

上記のとおり協議します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

和歌山県知事 様

※協議書受理年月日	年 月 日
※公共職業安定所長の意見	

年 月 日

公共職業安定所長



注意 ※印欄は記入しないで下さい。

別記第5号様式の2 (第12条関係)

短期職場適応訓練(職場実習)委託契約 変更 解除 協議書

事業所名		事業主又は代表者氏名	
所在地		委託契約締結年月日	年 月 日
変更・解除に関する事項	変更・解除に係る実習生氏名		
	変更・解除事項		
	理由		

上記のとおり協議します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

和歌山県知事 様

※協議書受理年月日	年 月 日
※公共職業安定所長の意見	

年 月 日

公共職業安定所長



注意 ※印欄は記入しないで下さい。

別記第7号様式から別記第7号様式の3までを次のように改める。

別記第7号様式(第16条関係)

求職者職場適応訓練実績報告書

事業所名				事業主又は代表者氏名	
所在地				委託契約締結年月日	年 月 日
適応訓練生氏名				住所	
事項 職場適応訓練に関する	期間	簡月	年 月 日開始 年 月 日終了	職種	
	日数	日		職場適応訓練費総額	円
	訓練効果	1 知識、技能等の習得程度 2 その他			
状況 職場適応訓練終了後の	雇用契約締結年月日	年 月 日		賃金	
	その他				

上記のとおり報告します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

和歌山県知事 様

※ 報告受理年月日	年 月 日
※ 公共職業安定所長の確認	

年 月 日

公共職業安定所長



注意 ※印欄は、事業所において記入しないで下さい。

別記第7号様式の2 (第16条関係)

短期職場適応訓練(職場実習)実績報告書

事業所名		事業主又は代表者氏名	
所在地		委託契約締結年月日	年 月 日
職場実習生氏名		住所	
職場実習に関する事項	期間	日間 年 月 日開始 年 月 日終了	職種
	実習効果		
職場実習終了後の状況	雇用契約締結年月日	年 月 日	賃金
	その他		

上記のとおり報告します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

和歌山県知事 様

報告受理年月日	年 月 日
公共職業安定所長の確認	

年 月 日

公共職業安定所長 (印)

別記第7号様式の3 (第16条関係)

短期職場適応訓練(職場実習)実績報告書

(特例契約事業所用)

和歌山県知事 様

下記のとおり、 年 月中に終了した職場実習の実績を報告します。

年 月 日

(事業所名)

(代表者名)

(所在地)

職場実習生氏名	実 習 期 間	実習職種	雇入期日	備 考
	年月日 年月日 ～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			

公共職業安定所長意見欄

年 月 日

公共職業安定所長 (印)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第127号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第1号様式の3までを次のように改める。

別記第1号様式(第11条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

和歌山県知事 様

年 月 日

申請者氏名

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
②申請者の状況	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)				
	住所又は居所	(入校前) (入校後)				
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格又は生活保護の受給 無 ・ 有(該当するものに○)						
雇用保険求職者手当		国家公務員等失業者退職手当		生活保護		
その他()						
⑤職業能力開発施設等証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 . .	至 . .	
	通所距離 (km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他()				
	寄宿舎の入居状況 入居(. .) ・ 入居していない					
	上記の申請者は職業訓練等を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名)					
⑥出身都道府県処理欄						
(適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)						
(類似の手当の受給)		(月額)	(受給期間)自	年 月 日		
無・有()		円	至	年 月 日		
添付書類	受講指示書写	手帳等の写		通所届	入寮許可書等	
	口座振込書	雇用保険、生活保護等				
区分	日額(月額)	認定年月日		指定口座		
基本手当				金融機関名		
受講手当				支店名		
通所手当				口座番号		
寄宿手当						
(備考)						

注意 ⑤職業能力開発施設等証明欄については、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職場適用訓練を受講する場合に記載する。

別記第1号様式の2 (第11条関係)

訓練手当受給資格認定申請書(その2) (通所手当関係)								
和歌山県知事 様						年 月 日		
住所 申請者 氏名								
通所手当の支給を受けたいので下記により申請します。						通所の開始年月日 年 月 日		
順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概 算)	所要時間 (概算)	乗車券 等の種 類	左欄の乗 車券等 の額	備 考	
1		住居から(経由)まで	キロメ ートル	時間 分		円		
2		から()まで	キロメ ートル	時間 分		円		
3		から()まで	キロメ ートル	時間 分		円		
4		から()まで	キロメ ートル	時間 分		円		
5		から()まで	キロメ ートル	時間 分		円		
他に利用できる交通 機関等の名称及び利 用区間等						総通所距離(概算)		キロメートル
						総所要時間 (概算)		時間 分
						平均1か月間の運 賃等の負担額		円
通所経路略図(経路朱線)				記入上の注意 1 この申請書には通常行っている通所の実情のみを 記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い徒歩、 自転車、JR〇〇線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類欄」には、1か月定期、10枚綴回 数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、1か月定期の額、 10枚綴回数券の額等乗車券等に必ずる額を記入して ください。 5 備考欄には、定期券をもたない理由、回数券の片 道及び月間の使用枚数等を記入してください。 6 往路と帰路と異なる場合は、「備考欄」にその旨 と理由を記入してください。 7 ※欄には、記入しないでください。				
※職業訓練等を行う施設の長の確認欄	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等使用 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用 <input type="checkbox"/> 非該当 理由	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券、回数券 その他の別	1か月の運賃等 の額		
			交通機関等の名称				利用区間	
			1					円
			2					円
			3					円
			4					円
			5					円
1か月の運賃等の額の総額					円			
年 月 日 職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名)								

注意 職業訓練等を行う施設の長の確認欄については、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職場適用訓練を受講する場合に記載する。

別記第3号様式及び別記第3号様式の2を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第128号

和歌山県職業能力開発援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職業能力開発援助規則の一部を改正する規則

和歌山県職業能力開発援助規則（昭和46年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式（第3条関係） 職 業 能 力 開 発 援 助 承 認 申 請 書 略 代表者の氏名 _____ 略	別記様式（第3条関係） 職 業 能 力 開 発 援 助 承 認 申 請 書 略 代表者の氏名 _____ 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第129号

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和54年和歌山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(傷病の経過)	薬	内	普通薬	(薬名及び使用量)	
		用	特殊薬		
		外用	(種類)		
	注射	種	類	(回数等)	
	処置	処	置 名	(回数等) (施行年月日)	
	手術	手	術 名	(回数等)	
	検査	検	査 名	(回数等)	
	レントゲン	透	視 診 断	(フィルムの大きさ枚数等)	
		写	真 診 断		
		撮	影		
現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	理	学 療 法 名	(回数等)		
	そ	の 他			
診療期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間	入	入	院基本料・加算		
		特	定入院料・その他		
	院	食	事・生活		
診療日数	日	診	療 費 の 合 計		円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

官公立の病院又は診療所の { 所在地
名 称
医師氏名

この用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師の証明書を添付してもよい。

記入注意

「上記以外の療養費」の欄には療養に必要な治療材料等の名称数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第130号

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則
 和歌山県勤労福祉会館管理規則（昭和59年和歌山県規則第109号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式（第8条関係） 和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定 申請書 略 代表者の氏名 _____ 略	別記様式（第8条関係） 和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定 申請書 略 代表者の氏名 _____ 印 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第131号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則
 和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第4号様式（第10条、第14条関係） 誓 約 書 略 氏 名 _____ 略 氏 名 _____ 略	別記第4号様式（第10条、第14条関係） 誓 約 書 略 氏 名 _____ 印 略 氏 名 _____ 印 略
別記第5号様式（第17条関係） 退 学 願 略 氏 名 _____ 略 氏 名 _____ 略	別記第5号様式（第17条関係） 退 学 願 略 氏 名 _____ 印 略 氏 名 _____ 印 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第132号

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則 (平成20年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(推奨認定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、推奨認定をしたときは、別記第2号様式により申請者に通知し、別記第3号様式による認定証を交付するとともに、次の各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(推奨認定の変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(推奨認定の廃止の届出)</p> <p>第8条 略</p> <p>(推奨認定の取消し)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条・第16条 略</p>	<p>(推奨認定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、推奨認定をしたときは、別記第2号様式により申請者に通知し、別記第3号様式による認定証を交付するとともに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(推奨認定の変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、前3項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。</p> <p>(推奨認定の廃止の届出)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。</p> <p>(推奨認定の取消し)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定により推奨認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第15条 第4条第3項、第7条第4項、第8条第2項及び第10条第2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>第16条・第17条 略</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

(その1)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
 推奨認定申請書 (製造物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

和歌山県優良産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名称	
----------------------------------	--

申請品の分類	①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品
--------	---------------------------

<small>(加工食品・伝統的工芸品のみ記入)</small> 申請品の種類	
--	--

(その2)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
 推奨認定申請書 (生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

(ふりがな) 申請品の名称	
------------------	--

申請品の分類	④農産物 (果実・野菜・花き) ⑤畜産物・ジビエ ⑥水産物 ⑦特用林産物
--------	---

備考 「ジビエ」とは、捕獲された野生鳥獣の肉をいう。

(その3)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
 推奨認定申請書 (観光資産分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
 氏 名

和歌山県優良産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品等について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

別記第4号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第4号様式 (第7条関係)

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認定内容等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称

2 認定番号

3 認定の分野

(1) 製造物 (2) 生鮮物 (3) 観光資産

4 変更の内容

変 更 前	
変 更 後	

5 変更の理由

6 特記事項

別記第5号様式 (第7条関係)

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認 定 中 止 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第7条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 プレミア和歌山推奨品の名称
- 2 認定番号
- 3 中止の期間 (中止から再開見込みまでの期間)
年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 中止の理由
- 5 特記事項

別記第6号様式 (第7条関係)

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認 定 再 開 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第7条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 プレミア和歌山推奨品の名称
- 2 認定番号
- 3 再開年月日
- 4 特記事項

別記第7号様式(第8条関係)

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)
認 定 廃 止 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則第8条の規定により、下記のとおり届け
ます。

記

- 1 プレミア和歌山推奨品の名称
- 2 認定番号
- 3 廃止の期日
- 4 廃止の理由
- 5 特記事項

別記第8号様式 (第9条関係)

(その1)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認定更新申請書 (製造物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名称	
----------------------------------	--

申請品の分類	①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品
--------	---------------------

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

(その2)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認定更新申請書 (生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

(ふりがな) 申請品の名称	
------------------	--

申請品の分類	④農産物 (果実・野菜・花き) ⑤畜産物・ジビエ ⑥水産物 ⑦特用林産物
--------	---

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

備考 「ジビエ」とは、捕獲された野生鳥獣の肉をいう。

(その3)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）
認定更新申請書（観光資産分野）

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

和歌山県優良産品（プレミアム和歌山）推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品等について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

別記第9号様式(第11条関係)

年度 和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)実績報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則第11条の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称	
2 認定番号	
3 推奨品の販売(出荷)数量	
<small>観光資産分野の祭り等にあつては 開催回数・総人出数</small>	
4 推奨品の販売(出荷)額	
5 プレミア和歌山の推奨効果	

(注) プレミア和歌山の推奨効果については、推奨認定を受けたことによる市場及び消費者の評価並びに催事の参加者及び観光客の主な意見等を記入すること。

別記第10号様式(第13条関係)

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)事故等報告書(報)

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
氏 名

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)推奨規則第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称	
2 認定番号	
3 認定の分野	
4 事故等の内容	
5 解決のため講じた措置等	

(注)

- 1 事故等の内容については、当該事故等の発生から解決に至るまでの経過をできるだけ詳細に記入すること。
- 2 途中経過を含め、報告書を複数回提出する場合にあつては第〇〇報と報告回数を記入し、1回のみ提出する場合又は複数回提出する場合の最終の報告にあつては最終報と記入すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第15号

序 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 11 号様式 (第 26 条関係)

物品管理換承認申請書

年 月 日

会計管理者 様

課 長
 各種委員会等の事務局 長
 かい い 長

下記物品の管理換を承認願いたいので申請します。

新保管場所								
現保管場所								
分類	品名	規格	単称	数量	単価	取得価格	備考	
					円	円		

理由

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。

別記第13号様式 (第26条、第40条関係)

物 品 管 理 換 通 知 書

下記のとおり物品を管理換されたい。

年 月 日

様

会 計 局 長

新 保 管 場 所

旧 保 管 場 所

管 理 換 を 要 す る 物 品

分 類	品 名	規 格	単 称	数 量	単 価	取 得 価 格	備 考

付

記

物 品 管 理 簿 登 記 済

月

日

印

別記第14号様式 (第28条、第40条関係)

物 品 亡 失 (損 傷) 顛 末 書

物品保管責任者の職氏名	
亡失(損傷)の日時	
亡失(損傷)の場所	
品名	
数量	
帳簿価格	
亡失(損傷)の原因となった事実の詳細	
亡失(損傷)当時の保管状況	
亡失(損傷)後の処理状況	
その他必要な事項	

上記のとおり物品亡失(損傷)顛末書を送付する。

年 月 日

課 長
各種委員会等の事務局長
か い 長

和歌山県知事 様

別記第15号様式の2を次のように改める。

別記第15号様式の2 (第29条の2関係)

重要物品用途廃止承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

課 長
各種委員会等の事務局長
か い 長

下記のとおり重要物品の用途廃止を承認願いたいので申請します。

重要物品番号	重要物品名	型式又は年式	構造	製作者名	取得年月日	備考

理由

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式(第48条関係)

重要物品取得分報告書

年月日

会計局総務事務集中課長 様

課 長
 各種委員会等の事務局長
 か い 長

下記のとおり重要物品を取得分したので報告します。

重要物品番	重要物品名	型式及び年式	製品番号	構造	取得価格	製作者名 (代理店名)	取得年度	取得区分	取得年月日	登録番号	備考

備考

- 1 製品番号欄には自動車にあつては車台番号をその他の機械にあつては当該機械に付された固有番号があるときは当該番号を記入すること。
- 2 構造欄には当該物品の規格中型式・年式を除いた事項を記載すること。
- 3 取得価格欄には財務規則第89条の規定による契約代金を記入すること。
- 4 製作者(代理店)名欄には製作者の氏名又は名称・製作者が外国に所在する場合は国内にある代理店の名称を記載すること。
- 5 受払区分欄には購入・寄付管理換え不用決定等の事由を記載すること。
- 6 登録番号欄には道路運送車両法、その他法令の規定に基づき登録を要する場合一における登録番号を記入すること。

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式(第50条関係)

財 産 現 況 報 告 書

第 号 年 月 日

会計局総務事務集中課長 様

課 長
各種委員会等の事務局長
か い 長

年3月31日現在における重要物品を次のとおり報告します。

重要物品名	番号	取得価格 円	本年度		現在高	要修理(改造)物品	不用決定(予定)物品	管理状況	備考
			増	減					

別記第27号様式を次のように改める。

別記第27号様式(第55条関係)

物品処理承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

か い 長

下記のとおり処理したいので承認願いたく申請します。

処 理 の 区 分	見 積 価 格						備 考
	名 規	格	単 称	数 量	見 積 単 価	見 積 額	
					円	円	
処理の理由							

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(預り有価証券の整理) 第50条 略 2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を付記して、<u>これと引換えに</u>しなければならない。</p> <p>(直接支払事務) 第54条 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手の呈示を受けたときは、これをよく調査し、<u>その支払をするものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(預り有価証券の整理) 第50条 略 2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を付記して押印させ、<u>これと引き換えに</u>しなければならない。</p> <p>(直接支払事務) 第54条 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手の呈示を受けたときは、これをよく調査し、<u>受取人の記名、押印を受け、これと引き換えにその支払をするものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(消火栓の使用等) 第7条 条例第12条第1項ただし書の規定により消火栓を使用しようとする者は、使用しようとする日の7日前までに別記第8号様式により知事に願い出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(消火せんの使用等) 第7条 条例第12条第1項ただし書の規定により消火せんを使用しようとする者は、使用しようとする日の7日前までに別記第8号様式により知事に願い出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

(表面)

和歌山県営工業用水道 基本使用 給水申込書 特定使用	
年 月 日	
和歌山県知事 様	
住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の 所在地及び代表者の職氏名)	
次のとおり給水を受けたいので、和歌山県営工業用水道事業条例 (昭和34年和歌山県条 例第3号) 第5条 第6条の3第2項 の規定により申し込みます。	
受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
基 本 使 用 水 量 特 定 使 用 水 量	立方メートル
1 時 間 当 たり 最 大 使 用 水 量	立方メートル
給 水 開 始 希 望 年 月 日 給 水 希 望 期 間	
受水槽の容量と地上高	
備 考	

(裏面)

使用目的及び水量						
冷 却 用						立方メートル/日
洗 浄 用						立方メートル/日
汽 か ん 用						立方メートル/日
原 料 用						立方メートル/日
そ の 他						立方メートル/日
計						立方メートル/日
工業用水使用現況						
主 製 品 名						
使用水量 (立方メートル/日)						
淡 水					海 水	合 計
自 家 用 水		買 水		小 計		
地 表 水	地 下 水	工 業 用 水	上 水 道			

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第3条の2関係)

基本使用水量 特定使用水量			変更申込書
和歌山県知事 様			年 月 日
次のとおり			住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の 所在地及び代表者の職氏名)
基本使用水量 特定使用水量			を変更したいので、和歌山県営工業水道事業条例(昭和34
年和歌山県条例第3号)	第6条の2において準用する同条例第5条 第6条の3第4項において準用する同条例第5条	の規定により 申し込みます。	
受 水 場 所			
受 水 工 場 名			
区 分	現 在	変 更 後	
基 本 使 用 水 量 特 定 使 用 水 量	立方メートル	立方メートル	
1 時 間 当 た り 最 大 使 用 水 量	立方メートル	立方メートル	
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第4条関係)

和歌山県営工業用水道給水施設使用開始
(廃止) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり工業用水の使用を開始 (廃止) しますので、和歌山県営工業用水道事業条例施行規程 (昭和 42 年和歌山県公営企業管理規程第 6 号) 第 4 条の規定によりお届けします。

給 水 装 置 設 置 場 所	
基本使用水量 決定年月日 特定使用水量	年 月 日
基 本 使 用 水 量 特 定 使 用 水 量	立方メートル
1 時 間 当 た り 最 大 使 用 水 量	立方メートル
使 用 開 始 (廃 止) 年 月 日	年 月 日
理 由	

別記第7号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第7号様式(第5条関係)

和歌山県営工業用水道給水装置

〔新設、移転、改造修繕、撤去〕工事申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり、和歌山県営工業用水道事業条例(昭和34年和歌山県条例第3号)第7条の規定により、給水装置工事の施行を申し込みます。

- 1 給水装置設置場所
- 2 給水装置(給水管口径及び制水弁の数並びに位置を示すこと。)
- 3 用途(業種別)
- 4 用地使用承諾関係(承諾書写しを添付すること。)
- 5 工事完成希望年月日
- 6 受水槽までの管末装置(量水器から流末の部分をいう。)関係設計図面
- 7 その他(装置設置希望地点付近図等)

別記第8号様式 (第7条関係)

和歌山県営工業用水道消火栓
使用承認願

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり消火栓を使用したいので、和歌山県営工業用水道事業条例 (昭和34年和歌山
県条例第3号) 第12条第1項ただし書の規定による御承認をお願いします。

消 火 栓 の 位 置	
使 用 日 時	
理 由	

別記第9号様式 (第7条関係)

和歌山県営工業用水道消火栓使用届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり消火栓を使用しましたので、和歌山県営工業用水道事業条例 (昭和34年和歌山県条例第3号) 第12条第2項の規定により、お届けします。

消火栓の位置	
使用日時	
火災の場所	

別記第10号様式(第8条関係)

和歌山県営工業用水道料金減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び
代表者の職氏名)

次のとおり工業用水道料金の減免を受けたいので、和歌山県営工業用水道事業条例施行規程(昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号)第8条第2項の規定により申請します。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
減 免 の 期 間	年 月 日 (時) から 年 月 日 (時) までの 日間
減免の対象水量	立方メートル
減免の申請金額	円
減免を申請する理由	
添 付 書 類	
備 考	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。